

【別紙１】費用負担等一覧表

項目		条件
使用料等	使用料	県により決められた使用料をお支払いいただきます。 詳細は、別紙３をご確認ください。
	敷金	不要です。
経費等	電気・水道・ガス使用料	使用者で負担してください。 ※各供給事業者への申込み等各種手続も使用者で行ってください。
	共益費・自治会費等	使用者で負担してください。 ※費用は、各団地で異なりますので、自治会等にご確認ください。
	修繕・改修	使用者で負担してください。 住戸内の改修については、建築物の構造に影響を及ぼさない範囲内で自由に改修を行うことを可能としますが、構造躯体や共用部分の給水・排水管の改変は不可です。
その他	管理	使用物件は、使用者が責任をもって管理してください。
	駐車場	団地によって異なるため、使用される場合は、個別に住宅課までお問い合わせください。
	団地自治会活動への協力	団地自治会が行う諸活動について、協力をお願いします。
	その他	使用物件の返還時には、別紙２の修繕負担区分表に従って原状回復の費用を負担してください。

【別紙２】

県 営 住 宅 修 繕 管 理 負 担 表

○ 以下の修繕管理項目は、使用者負担となります。

1. 専有部分

修 繕 管 理 項 目		修 繕 管 理 内 容
箇 所	細 分	
壁、柱、床、梁、敷居、階段、天井		汚損の復旧
外部に面した建具	郵便受、のぞき窓等付属品	破損の復旧・取替
	窓ガラス、網戸	破損の復旧・取替
	玄関戸	汚損の復旧・破損の復旧
室内建具・金物等	下駄箱、カギ、ドアクロージャー、その他建具に付随する部分	破損の復旧・取替
	畳、ふすま、障子	汚損の復旧・破損の復旧・取替
	コンロ台、戸棚	汚損の復旧・破損の復旧
	浴室、木製戸	破損の復旧・取替
ベランダ	物干し台	破損の復旧
	間仕切板	破損の復旧 (緊急時の破損箇所を除く)
	手すり	破損の復旧 (脱落のおそれのある箇所を除く)

修繕管理項目		修繕管理内容
修繕管理の箇所	細分	
給水・ガス・給湯設備 ※給水管・ガス管・給湯設備本体を除く	蛇口、パッキン、ガス栓、ガスコック、その他給水・ガス・給湯器に必要な部品等	破損の復旧・取替
排水設備 (台所・便所・浴室・洗面所等)	目皿、その他排水に必要な部品等	破損の復旧、つまり復旧、取替
	流し台、陶器具類	汚損の復旧・破損の復旧
	排水管、トラップ	つまり復旧
ガス・給湯設備	ガス栓、ガスコック、その他ガス・給湯器に必要な部品等	破損の復旧・取替
電気配線	容量を超えた使用による破損、増築及び模様替による破損	破損の復旧・取替
電気器具類	スイッチ、コンセント、その他電気設備に付属する部品等	破損の復旧・取替
換気設備	換気扇等（台所、便所、浴室）	汚損の復旧・破損の復旧・取替
	レンジフード	汚損の復旧・破損の復旧
テレビ共聴施設		各戸受口以下の管理及び破損の復旧
各スリーブ（電話アンテナ等）、スリーブまわりのコーキング ※給水管・排水管・ガス配管除く		破損の復旧・取替
住宅用火災警報器	本体、電池	破損の復旧・取替

【別紙２】

２．共用部分、共同施設

修 繕 管 理 項 目		修 繕 管 理 内 容
修繕管理の箇所	細 分	
雨どい		清掃（危険箇所を除く）
階段灯 ※階段灯本体を除く	電球類	取替
集合郵便受箱		破損の復旧
団地掲示板 ※掲示板本体を除く	掲示板ラバー等付属品	破損の復旧・取替
給水設備（共用栓、散水栓等） ※設備本体を除く	蛇口、パッキン、その他給水に必要な 部品等	破損の復旧
排水溝・側溝		清掃、つまり復旧
通路、庭等		除草（危険箇所を除く）
樹木		剪定・伐採（危険箇所を除く）
ゴミ置場		清掃・消毒
自転車置き場		清掃
集会室		※集会室の修繕管理は、専有部分 の負担表に準ずる
遊び場	砂場	砂の補充（県・使用者１／２）

【別紙2】

○ 以下の修繕管理項目は、県負担となります。

【専有部分】

- ・構造上重要でない部分のうち、一般的に使用者が日常的に使用しても生じないと想定される破損・劣化等に係る修繕等（使用者の故意・過失によるものを除く）

（例）流し台・陶器具類の取替 等

- ・安全上又は生活継続上、早急に復旧等を要する破損等に係る修繕等（使用者の故意・過失によるものを除く）

（例）ベランダ手すり（脱落のおそれのある箇所）の破損の復旧・取替、避難用器具の破損の復旧 等

【共用部分】

- ・構造上重要でない部分のうち、消耗品の交換、清掃、除草等を除くもの（使用者の故意・過失によるものを除く）

（例）階段灯（破損の復旧・取替）、外灯（破損の復旧・取替・電球交換）、通路・庭等の除草（危険箇所に限る）、樹木の剪定・伐採（危険箇所に限る）、エレベーター設備（破損の復旧・取替） 等

注1 表に記載されていない県が修繕を負担するものについても、使用者の故意・過失又は通常の維持管理不良によって生じた損傷は、使用者で修繕していただきます。

注2 軽微な補修、使用者において改造された部分の補修及び可能な応急処理は使用者で行ってください。

注3 使用者または自治会が設置した浴槽、給湯器、消火器、テレビアンテナ、駐輪場の照明器具などは、使用者及び自治会が維持管理・補修・取替を行ってください。

【別紙 3】 対象団地及び住戸の概要並びにその使用料の目安

市町村	団地名	建設年度	所在地	提供戸数	階数	間取り	面積	E V (エレベーター)	駐車場	使用料の目安
奈良市	北和	S46～S48	奈良市東九条町 1 4 2 4	10	4 階 又は 5 階	2 U K ～ 2 U D K	44. 7 ～ 49. 3㎡	×	○	12, 800 円 ～ 18, 700 円
大和郡山市	稗田	S51 ・ S54	大和郡山市稗田町 4 7 6 番地	10	4 階 又は 5 階	3 D K	52. 2 ～ 60. 7㎡	×	○	20, 100 円 ～ 24, 100 円
橿原市	橿原	S59 ～ H4	橿原市川西町 1 0 2 番地 他	10	4 階 又は 5 階	2 L D K ～ 3 D K	60. 7 ～ 68. 7㎡	×	○	33, 100 円 ～ 52, 400 円

※間取りのUは、ユーティリティー。 2 ～ 3 畳の洋間です。家事作業室とも言われます。

R8. 10. 2更新